

## 1. 政策名

行政実務に即した専門性の高い調査研究の実施

## 2. 政策の目標

(目標)

金融の急激な高度化、複雑化に対応するため、金融に関する諸問題について調査研究を行う体制の整備を図り、理論的、学術的観点から行政実務に即した専門性の高い調査研究を実施するとともに、その成果を関係部局にフィードバックする。

(業績指標) 研究体制の整備状況

研究の実施状況

研究結果の関係部局へのフィードバックの状況

(説明)

金融をとりまく環境は情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展してきており、このような金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な行政運営を確保していくためには、不断に職員の専門性・先見性向上に取り組んでいくことが必要であり、このため行政実務に即した専門性の高い調査研究を行うことが重要となっています。

これを踏まえて、研究を円滑に遂行しうる体制整備を行うとともに、関係部局との連携を保ちつつ実務に即した研究の実施、研究結果のフィードバックを目標としました。

## 3. 現状分析及び外部要因

金融庁においては、多数の制度整備が求められる一方、国際的に制度の整合性を図る必要から、的確な現状把握や制度調査を踏まえて企画立案を行うことが重要であり、これまで主に国内外の金融制度等の調査や経済金融情勢の調査を行ってきました。

しかしながら、最近の金融をめぐる情勢の変化をみると、情報通信技術の発達による金融取引の多様化、更には業態の垣根を越えた金融コングロマリットや証券化等の技術を利用したハイブリッドな金融商品の出現といったように、より急激に高度化、複雑化、国際化を遂げており、専門性の高い調査研究の必要性がますます高まっています。

## 4. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

#### 研究体制の整備状況

平成 13 年 7 月、金融庁では金融研究研修センターを発足させました。以降、研究が円滑に行われるように研究体制の整備を行っています。

研究スタッフについては、今事務年度中に 5 名増加して 14 名となり、その専門分野も多様化するなど、陣容の拡充が図られました。また、これに併せて、文献・データベース、高速パソコン等の物的インフラの整備・充実も進めたため、研究環境も改善しました。

- ・ 研究官 (常勤・公募により民間等から採用) 4 名【平成 14 事務年度 1 名増】
- ・ 特別研究員 (委嘱・大学助教授等外部の有識者) 5 名【平成 14 事務年度 1 名増】
- ・ 専門研究員 (非常勤・アシスタント) 5 名【平成 14 事務年度 3 名増】
- ・ 合計 14 名【平成 14 事務年度 5 名増】

#### 研究の実施状況

金融研究研修センターでは、次のとおり、行政実務に即した専門性の高い調査研究に取り組んでいます。

#### ア. 研究官による研究

##### (ア) 金融コングロマリット活動と規制

グローバル化の進展及び金融技術の洗練に伴い、金融コングロマリットの行動が深化し、また、業態を越えた金融取引が拡大している状況を踏まえ、これらに係る問題点につき、我が国の現状ならびに将来ビジョンに照らして整理を行うとの観点から、「金融コングロマリット活動と規制」をテーマとする研究を実施しています。また、研究活動の一環として、平成 14 年 6 月から「金融コングロマリット研究会」を開催しています。 【平成 14 事務年度 11 回開催】

##### (イ) 電子金融取引への対応

電子金融取引が着実に拡大し、新たなビジネス・モデルの登場や IT 技術の発展等に係る専門性の高い問題が顕在化してきている現状を踏まえ、これらに係る問題点につき総合的な整理を行うとの観点から、「電子金融取引への対応」をテーマとする研究を実施しています。また、研究活動の一環として、平成 14 年 6

月から「電子金融研究会」を開催しています。 【平成 14 事務年度 11 回開催】

(ウ) 諸外国の金融制度等

我が国に限らず、諸外国においても、金融を巡る環境及び金融に係る監督体制等が急速な変化を続けている現状に鑑み、「諸外国の金融制度等」をテーマに、米国、ドイツ等の金融制度に関する網羅的な研究を実施しています。

平成 14 事務年度は、特にドイツを中心に、金融機関の破綻処理関連制度の研究を進め、次の研究論文を取りまとめるとともに、学会発表を行いました。

「ドイツにおける預金保護・危機対応の制度 - 市場経済に立脚した金融システムの維持 - 」<sup>1</sup>

【平成 15 年 5 月公表】

(エ) 企業再建に関する法と経済学

企業再生に関する法整備の進展を踏まえ、これらの法的枠組みが実際の経済活動の中でどのように機能しているのか、主にミクロ経済理論の観点から検証を進めています。また、企業の再建過程で大口債権者としての銀行が果たす役割を考察することを通じ、金融新時代における銀行の機能についても検討を行っています。(平成 15 年 4 月開始)

イ. 特別研究員・専門研究員による研究

(ア) 金融工学理論による分析・研究

信用リスクについて、統計的アプローチによる中小企業の信用リスクの計測や信用リスクモデル評価方法の比較に係る研究を実施しています。

平成 14 事務年度は次の研究論文を取りまとめました。

「大規模データベースを用いた信用リスク計測の問題点と対策(変数選択とデータ量の関係)」<sup>2</sup>

【平成 15 年 2 月公表】

(イ) 信託制度に係る研究

信託業法を中心とする現行の信託法制の問題点を洗い出すとの観点から、『信託研究会』を 8 回開催(終了)し、外部の有識者を交えたヒアリングや議論を行う等の手法を用いて、信託制度に係る研究を実施しました。

平成 14 事務年度は次の研究論文を取りまとめました。

「米国における信託会社規制 - イリノイ州を中心に - 」

<sup>1</sup> <http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html>

<sup>2</sup> <http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html>

(ウ) 証券法務執行における行政法的論点に係る研究

総合規制改革会議第 2 次答申及び規制改革推進 3 か年計画 (再改定) でも言及されている証券取引分野におけるエンフォースメント手段について、法学者の視点から、諸外国の制度等を踏まえつつ論点整理を行い、望ましい制度のあり方を研究しています。また、研究の一環として、関係部局の担当者や外部有識者を交え、証券法務執行に関するフリー・ディスカッションなどを行いました。

【平成 14 事務年度 5 回開催】

研究成果の関係部局へのフィードバックの状況

行政部局との連携の下、そのニーズを的確に反映した研究成果を積極的に行政に還元していくため、金融審議会の作業部会や各種国際会議等に参画し、研究者としての知見を提供しました。また、円滑に研究成果をフィードバックしていく観点から、上記の研究会のほか庁内勉強会を開催しました。

(ア) 金融審議会各種会合への参画

- ・金融審議会 金融分科会第二部会 信託に関するワーキンググループ  
特に研究官による英・米における信託業の実態についての調査研究及びプレゼンテーション 【平成 14 年 8 月～継続実施中】
- ・金融検査マニュアル別冊「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」通達の作業グループに参画 【平成 14 年 8 月～平成 14 年 12 月】
- ・金融持株会社に係る検査マニュアル・ワーキンググループへの参画  
特に研究官による英国 F S A の持株会社監督についての調査研究及びプレゼンテーション 【平成 14 年 9 月～平成 14 年 11 月】

(イ) 国際会議への参画

- ・バーゼル銀行監督委員会リサーチタスクフォース  
(自己資本比率規制が経済に与えた影響等の調査研究) 【平成 13 年 11 月より継続実施中】
- ・アジア太平洋経済協力会議(APEC)電子金融取引システムワーキンググループ 【平成 13 年 10 月～平成 14 年 9 月】
- ・バーゼル銀行監督委員会電子バンキング小委員会

---

<sup>3</sup> <http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html>

【平成 13 年 9 月～継続実施中】

・バーゼル銀行監督委員会リサーチタスクフォース・バリデーショングループ  
(内部格付手法に基づく自己資本比率計算の適切性について調査研究)

【平成 15 年 3 月より継続実施中】

(ウ) 各種勉強会の開催

a. 研究成果の勉強会の開催

研究論文の公表に先立ち、『金融研究研修センター・ワークショップ』と称した勉強会を開催しました。 【平成 14 事務年度 3 回開催】

b. その他勉強会の開催

毎週金曜の昼休みを利用して、外部講師を招聘し、主に金融経済の最前線にあたる内容をテーマにした勉強会を開催したほか、基礎的な統計解析手法に関する勉強会を開催しました。 【平成 14 事務年度 33 回開催】

(エ) 対外発信

研究をより有益・有効性の高いものへと高め、良質な研究成果をフィードバックしていくには、金融庁内外を問わず広い範囲で議論を喚起することが重要であることから、様々な形で情報発信を行っています。

平成 14 事務年度は、金融庁ホームページに金融研究研修センターのコーナーを新たに開設し、取りまとめた 4 つの研究論文を全文公開するとともに、印刷物を全国の研究機関、主要大学図書館等約 400 箇所配布しました。そのほか、学会発表、大学での講演等を行ってきました。 【平成 14 年 11 月 HP 開設】

【平成 14 事務年度研究論文 4 本公表】

(2) 評価

研究の実施状況(対外発信を含む。)

平成 14 事務年度は、研究成果として、合計 4 本の研究論文(ディスカッション・ペーパー)を取りまとめました。これらの論文は、金融庁ホームページに全文公開するとともに、印刷物を研究機関、主要大学図書館等約 400 箇所配布しました。

これにより、諸外国の制度や先進的な金融工学に関して、学術的貢献とともに行政上も意義のある有益な研究成果を、対外的に幅広く周知し議論を喚起することができたと考えます。

研究成果の関係部局へのフィードバックの状況

ア. ワークショップ・研究会の開催

研究論文の公表に併せ、『金融研究研修センター・ワークショップ』を、計4回開催しました。ここでは、庁内一般職員に対し、研究内容を分かりやすく説明しながら議論を行ったことから、研究成果に対する庁内職員の理解が促進されたと考えます。

また、研究官の研究活動の一環として開催した「電子金融研究会」「金融コングロマリット研究会」は、合計22回に上りました。これについても、庁内一般職員が自由に参加できるため、学界・実務界の最新情報に接し議論に参加できる身近な機会として有益であったと考えます。

さらに、証券法務執行に関するフリー・ディスカッション等においても、法学理論を踏まえた専門的な議論に参加する機会を提供することで、庁内職員の知識向上に寄与したと考えます。

#### イ．金融審議会等各種会合への参加

各種ワーキング・グループにおいて、研究官や特別研究員が、学術理論や実務に関する知識・経験など高度な専門能力を活かして、庁内担当部局と連携を保ちながら作業に参加しており、当庁が法制度や規制の見直しを行うに当たって有益な知見を提供できたと考えます。

#### ウ．国際会議への参加

バーゼル銀行監督委員会やAPECでは、研究官や特別研究員が、高度な専門能力を活かし、当庁を代表して研究プロジェクトに参加しており、国際会議における当庁の存在感を高めることに貢献したと考えます。また、このような研究成果は庁内に還元されています。

#### エ．各種勉強会の開催

統計解析の勉強会では、多忙な庁内職員に対し、身近な場所で専門知識を習得できる格好の機会を提供できたと考えます。

また、昼休み勉強会についても、外部講師から最先端の理論や実務経験を踏まえた講話を聞き議論することを通じて、視野を広げ幅広い分野の知識を得られる貴重な機会となっていると考えます。

このほか、担当部局からの随時の要請に応じた調査・報告等も行っており、これらの成果は、行政実務に直接役立てられました。

以上から、研究成果の関係部局へのフィードバックの面では、成果が上がったと考えます。ワークショップ・研究会や各種勉強会では、職員の専門性・先見性向上の機

会が提供され、また関係部局との相互交流も促進されたと考えます。

## **5．今後の課題**

研究の質を高め、その成果を庁内に還元し、職員の専門性・先見性向上を図っていくためには、研究成果の对外公表や関係部局との相互交流は引き続き重要であり、より一層充実していくことが必要と考えます。なお、中長期の視点から取り組んでいる研究官の研究については、最終的な研究成果の取りまとめを平成 15 年度中に行う予定としており、こうした活動を通じて、庁内へのフィードバック及び对外発信をより充実させていきたいと考えています。

また、当庁が直面する行政課題は、銀行・保険・証券・会計など広範にわたっていることから、より多面的・総合的な研究体制とすべく、平成 16 年度において、研究スタッフ充実のための関連予算を要求する必要があると考えています。

さらに、今般、新たに外部から学識経験者（大学教授）をセンター長として招聘したことから、その専門的知見に基づく指導を受けることにより、研究活動の更なる向上、情報発信の拡充、国内外の学界との交流の進展を図っていく必要があります。

## **6．当該政策に係る端的な結論**

前述 4.(2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、職員の専門性・先見性向上を図っていくため、研究成果の对外公表や関係部局との相互交流のより一層充実に努めていくことが必要と考えます。また、センター長など学識経験者の知見も参考にしながら、研究活動の更なる向上、情報発信の拡充、国内外の学界との交流の進展を図っていく必要があります。

## **7．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、研究体制の整備状況、研究の実施状況、研究結果の関係部局へのフィードバックの状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 研究成果の取りまとめ実績
- ・ 各種会合の参加・開催実績

## **9 . 担当部局**

総務企画局政策課研究開発室